

桐生都市計画道路の変更（県決定）

桐生都市計画道路中 3・6・35 号新桐生南線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

令和元年度に決定した桐生都市計画道路の見直し方針に基づき、都市計画決定後に未着手となっている必要性が低下した、廃止しても交通ネットワーク上支障がない路線について、都市計画を廃止するための変更を行おうとするもの。

当初、当路線は新桐生駅周辺と国道50号とを接続し直接乗り入れする計画であったが、現在国道50号は当路線上を立体で交差しており、直接乗り入れることができない上、近接する3・3・43号中通り大橋線により、直接50号に乗り入れができるようになったため、整備効果が低下した。また、付近に小学校があるが、現況供用区間は通学路の指定が無く、周辺に既に通学路が確保されていることから、当路線の計画幅員を見直して事業を完了する必要性は低下している。このため、当路線を廃止しても支障が無いので、都市計画を廃止する。

都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 型式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	3・6・35	新桐生南線	桐生市 広沢町 二丁目	桐生市 広沢町 三丁目	—	約 870 m	地表式	未決定	8m	幹線街路と 平面交差3箇所	

(変更後)

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 型式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
	廃 止										

計画図 S=1/5,000(A3)、1/2,500(A1)、No.1

No.1

No.2



凡例	
変更前	
変更後	
変更無	

3.6.35 新桐生南線 W=8m L=870m

3.6.35 新桐生南線 廃止

計画図 S=1/5,000(A3)、1/2,500(A1)、No.2

No.1

No.2

凡例

変更前	
変更後	
変更無	

3.6.35 新桐生南線 W=8m L=870m
3.6.35 新桐生南線 廃止

